

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第4回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく労働者の権利や法令等の制度の周知を行い、利用促進につなげる。

<対策>

- 平成30年4月～ 社会保険労務士を講師に育児・介護休業法に基づき職員向けセミナーを開催する。（年1回）

目標2：時間外勤務の削減を行い、年齢・性別問わず職員のワークライフバランス実現を目指す。

<対策>

- 平成30年4月～ 「ノー残業デー」を実施する。（週1回）
- 平成30年4月～ 管理職会議にて情報交換・改善が必要な所属に対しては改善策の検討を行う。